

○違反原因行為:長時間の荷待ち

(製造業・発荷主) ～中部運輸局管内

- 令和3年1月に「働きかけ」、令和4年8月に「要請」を実施

《「働きかけ」後の相談者からの申告内容》

- 昼過ぎから待機しているが、夕方18時ころの積込になるのが常。
- 積込待ちがかなり長くて、お昼に受付しても夜7時になる。

～ 国土交通省において調査を実施し、情報との整合性を確認

- 発荷主において、改善計画に基づいた各種取組(「入構時間の指定」「出荷口の増設」「搬送先付近の倉庫を『中継地点』として活用」など)を実施した結果、「1時間以上の待機台数比率」は大幅改善。

引き続き、業界及び客先に対する「オーダーの早期化」への働きかけの強化を継続

(倉庫業・発着荷主) ～関東運輸局管内

- 令和4年7月に「働きかけ」、令和5年2月に「要請」を実施

《「働きかけ」後の相談者からの申告内容》

- 受付後、2時間半以上荷待ちがあり、現在も待っている。
- 朝8時過ぎに受付したにも関わらず、12時現在も呼ばれない。

- 業務体制として、「積卸時間(～14:00)」と「積込時間(14:00～)」とを分けており、積卸時間帯には積込みはできない状況であったところ、体制の変更を含め、改めて改善計画の策定に着手

○違反原因行為:長時間の荷待ち

(製造業・発荷主) ～四国運輸局管内

○ 令和5年5月に「要請」を実施

《相談者からの申告内容》～国土交通省及び関係省庁に対する情報

- 待ち時間が長く、待たされることが多い。
- 午前10時に受付をして、5時間待たされ積込の連絡がきた。

～これを受けてヒアリングを実施し、事実を確認。⇒以下の対策を実施。

- 在庫管理の見直しによる、積込箇所の削減・集約
- 積込時間の指定、明確化
- パレット輸送の導入拡大、荷役・倉庫人員の増員

○違反原因行為:過積載運行の指示

(運送業・元請) ～関東運輸局管内

《相談者からの申告内容》～関東運輸局管内

- 軽貨物車による飲料水配送において、委託を受けている荷量を運ぶために過積載となっていることを相談したが、対応してもらえない。(この他、複数の違反原因行為にかかる情報あり)

○ 令和4年10月、「働きかけ」を実施

《追加申告内容》～近畿運輸局管内

- 過積載とわかっていながらトラックに荷物を積むように強要。過積載である旨を忠告しても聞いてもらえない。
- 令和4年11月、「要請」を実施

～ 申告内容の事実確認とともに、当該違反原因行為の防止に向けた全社レベルの対策強化について着手

○違反原因行為:無理な配送依頼

(元請) ～関東運輸局管内

《相談者からの申告内容》

- 積込時間が遅いため、「納品日を遅くしてほしい。」と申し入れしても聞いてもらえない。
- 荷渡しが深夜、更に日付が変わってからになる時もある。それでも、納品時間・必着は変えてもらえない。
- 令和5年5月、「働きかけ」を実施
 - ～ 申告内容の事実確認とともに、改善計画の作成・取組に着手
- 「働きかけ」後も同種の違反原因行為に関する内容が短期間に複数件寄せられる。
- 令和5年7月、「要請」を実施
 - ～ 改善計画の見直し(取組内容の充実等)と対策のスピードアップに着手。